

規格基準の事前意図公告

[この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。]

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮ください）。

記

1. 件名
食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正
2. 対象品目
食品用器具・容器包装
3. 趣旨及び目的
食品の安全性を確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る規格基準を設定するもの。
4. 施行予定日
意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定。
5. 照会先
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4283, 4284
FAX 03-3501-4868
6. 意見提出期限
W T O事務局から配布された後60日間